

配信日時	2026/1/2 16:01:07	送信ID	15919
配信者	神奈川県		
対象サービス	全サービス		
対象地域	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町		

件名	【県所管対象】令和7年度情報公表制度(WAM NET)について、未申請、差戻し中の事業者へ申請のお願い
本文	<p>★このメールは、県所管域(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く)に事業所のある事業者(法人)へ送信しています。</p> <p>また、既に令和7年度分の情報公表制度の承認を受けた事業者を含めたすべての事業者へ送信しています。</p> <p>県所管域各対象事業所管理者 様</p> <p>本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、令和7年度情報公表制度について、ご案内いたします。</p> <p>情報公表制度については、毎年7月末日までの申請をお願いしているところですが、今年度の情報更新を未だに行っていない一部事業所が見受けられます。情報公表制度は障害者総合支援法等に規定されているものであり、事業所は毎年度報告する義務があります。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する情報公表未報告減算が創設され、情報公表に係る報告がされていない場合には、所定単位数を減算することとしています。</p> <p>つきましては、今一度ご確認いただき、該当された事業所は速やかに承認へ向けた申請をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>【掲載場所】</p> <p>⇒ 書式ライブラリ</p> <p>⇒ 1. 神奈川県からのお知らせ</p> <p>⇒ 7-5. 情報公表制度に関するお知らせ</p> <p>*****</p> <p>このメールアドレスには返信することはできません。</p> <p>このメールに関するお問合せは下記にお願いします。</p> <p>神奈川県福祉子どもみらい局福祉部</p> <p>障害サービス課監査グループ</p> <p>電話 045-210-4736</p> <p>*****</p>

